

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照表

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（委託契約に含まれるべき事項）</p> <p>第八条の四の二 令第六条の二第三号ホ（令第六条の十二第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報</p> <p>イ 八（略）</p> <p>二 当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であつて、日本工業規格C〇九五〇号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項</p> <p>ある場合には、当該含有マークの表示に関する事項</p> <p>(1) 廃パーソナルコンピュータ</p> <p>(2) 廃ユニット形エアコンディショナー</p> <p>(3) 廃テレビジョン受信機</p> <p>(4) 廃電子レンジ</p> <p>(5) 廃衣類乾燥機</p> <p>(6) 廃電気冷蔵庫</p>	<p>（委託契約に含まれるべき事項）</p> <p>第八条の四の二 令第六条の二第三号ホ（令第六条の十二第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報</p> <p>イ 八（略）</p>

(7) 廃電気洗濯機

ホ| その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

(特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等の委託契約に含まれるべき事項)

第八条の十六の三 第八条の四の二(第五号に係る部分を除く。)の規定は、令第六条の六第二号及び令第六条の十五第二号の規定によりその例によることとされる令第六条の二第三号ホの環境省令で定める事項について準用する。この場合において、第八条の四の二第三号中「産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業」とあるのは、「特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業」と、同条第四号、第六号、第七号及び第九号中「産業廃棄物」とあるのは、「特別管理産業廃棄物」と読み替えるものとする。

ニ| その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

(特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等の委託契約に含まれるべき事項)

第八条の十六の三 第八条の四の二(第五号に係る部分を除く。)の規定は、令第六条の六第二号及び令第六条の十五第二号の規定によりその例によることとされる令第六条の二第三号ホの環境省令で定める事項について準用する。この場合において、第八条の四の二第三号中「産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業」とあるのは、「特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業」と、同条第四号、第六号及び第八号中「産業廃棄物」とあるのは、「特別管理産業廃棄物」と読み替えるものとする。